

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定例的な業務を行う主事、技師の職務	146	20.9	主事 技師	78 68	146	20.9	主事級
2級	主事又は技師の職務	165	23.6	主事 技師	78 87	165	23.6	主事級
3級	主査の職務	105	15.0	主査 技師	104 1	105	15.0	主査級
4級	主任の職務	83	11.9	主任	83	83	11.9	主任級
5級	参事、課長補佐の職務	133	19.0	課長・室長補佐 園長 保育所長 副園長 農業委員会事務局次長 図書館長補佐 支所長補佐	48 2 3 8 1 3 5	70	10.0	課長補佐級
				参事 病院事務局次長 園長 室長	44 2 14 3			
6級	課長の職務	36	5.1	課長 支所長 農業委員会事務局長 議会事務局次長 監査委員事務局次長 室長 給食センター所長 館長	26 1 1 1 1 2 2 2	36	5.1	課長級
7級	次長の職務	21	3.0	次長 教育審議監 課長補佐（指導主事） 参事（県警派遣） 広域圏事務組合事務局長 広域連合事務局長 図書館長 監査委員事務局長 三国病院副局長	13 1 1 1 1 1 1 1 1	21	3.0	次長級
8級	部長の職務	11	1.6	部長 会計管理者 議会事務局長 技監	8 1 1 1	11	1.6	部長級
合計		700	100					

※派遣職員、産休・育休職員、再任用職員（フルタイム職員）含む

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医員の職務	0		—				
2級	困難な医療業務を行う医員の職務	0		—				
3級	医長の職務	1	10	医長	1	1	10	
4級	部長の職務、困難な医療業務を行う医長の職務	7	70	医長	6	7	70	課長級
				診療部長	1			
5級	院長、副院長の職務	2	20	副院長	1	2	20	次長級
				院長	1			部長級
合計		10	100					

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師（診療放射線、臨床検査技師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、	0		—				主事級
2級	薬剤師の職務、困難な業務を行う技師の職務	7	26.9	医療技術員	7	7	26.9	主事級
3級	困難な業務を行う薬剤師の職務、特に困難な業務を行う技師の職務	4	15.4	医療技術員	4	4	15.4	主査級
4級	特に困難な業務を行う薬剤師の職務、極めて困難な業務を行う技師の職務、	9	34.6	医療技術員	9	9	34.6	主任級
5級	技師長の職務、薬局長の職務、困難な業務を行う主任技師の職務	5	19.2	臨床検査技師長	1	5	19.2	課長補佐級
				薬剤師	1			
				主任薬剤師	1			
				主任診療放射線技師	1			
				副診療技術部長	1		参事級	
6級	部長の職務	1	3.8	診療技術部長	1	1	3.8	課長級
合計		26	100					

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0		—				主事級
2級	困難な業務を行う准看護師の職務、助産師、看護師の職務	9	14.5	医療技術員	9	9	14.5	主事級
3級	特に困難な業務を行う准看護師の職務、困難な業務を行う助産師、看護	16	25.8	医療技術員	16	16	25.8	主査級
4級	主任助産師、主任看護師の職務、極めて困難な業務を行う准看護師の職務、	30	48.4	医療技術員	25	30	48.4	主任級
				主任看護師	5			
5級	副看護部長の職務、看護師長、助産師長の職務、副看護部長、副助産師長の職務、困難な業務を行う主任助産師、	7	11.3	主任看護師	3	7	11.3	主任級
				看護師長	2			課長補佐級
				副看護部長	2			参事級
6級	看護部長の職務	0		—				課長級
合計		62	100					

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 用務員、作業員の職務 2 技能員、技術員、事務員の職務	0		-				
2級	1 相当の経験を必要とする用務員、 作業員の職務	1	2.2	作業員	1	1	2.2	
3級	1 高度の経験又は知識を必要とする 用務員、作業員の職務 2 高度の技能、経験又は知識を必要	17	37.0	技能員 作業員 用務員	13 1 3	17	37.0	
4級	1 特に高度の経験又は知識を必要と する用務員、作業員の職務	26	56.5	技能員 用務員	21 5	26	56.5	
5級	1 極めて高度の技能、経験又は知識を 必要とする技能員、技術員、事務員の 職務	2	4.3	技能員	2	2	4.3	
合計		46	100					

特定任期付給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者が その知識経験を活用して業務に従事す	1	33.3	副看護部長	1
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者が その知識経験を活用して困難な業務に	1	33.3	看護部長	1
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者が その知識経験を活用して特に困難な業	1	33.3	事務局長	1
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する 者がその知識経験を活用して困難な業	0		-	
合計		3	100		